

指定障害福祉サービス及び指定障害者支援施設の基準等に関する条例の制定について

1 概要

第1次一括法について

- 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第37号）による障害者自立支援法の一部改正

【改正内容】

1 指定障害福祉サービス事業者

- (1) 指定障害福祉サービスに従事する従業者に関する基準（43条1項）、指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準（同条2項）を都道府県の条例で定める。

- (2) (1)の条例の定め方について

厚生労働省令で定める基準に従って定めるもの⇒イ、ロ、ハ

厚生労働省令で定める基準を標準として定めるもの⇒ニ

それ以外は厚生労働省令で定める基準を参酌して条例で定める。

イ 指定障害福祉サービスに従事する従業者及びその員数

ロ 指定障害福祉サービスの事業に係る居室及び病室の床面積

ハ 指定障害福祉サービスの事業の運営に関する事項であって、障害者又は障害児の保護者のサービスの適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

ニ 指定障害福祉サービスの事業に係る利用定員

2 指定障害者支援施設

- (1) 指定障害福祉サービスに従事する従業者に関する基準（44条1項）、指定障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（同条2項）を都道府県の条例で定める。

- (2) (1)の条例の定め方について

厚生労働省令で定める基準に従って定めるもの⇒イ、ロ、ハ

それ以外は厚生労働省令で定める基準を参酌して条例で定める。

イ 指定障害福祉サービスに従事する従業者及びその員数

ロ 指定障害者支援施設等に係る居室の床面積

ハ 指定障害者支援施設等の運営に関する事項であって、障害者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

- 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」（平成23年厚生労働省令第127号）

【主な従うべき基準】

- ・従業者の員数
- ・管理者の要件

- ・設備（病室の面積〔療養介護〕、居室面積〔短期入所・共同生活介護・宿泊型自立訓練・障害者支援施設〕）
- ・実施主体（申請法人は専ら社会福祉事業を行うものであること）〔就労継続支援A型〕

【主な標準】

- ・定員
- ・看護職員の配置基準〔療養介護・生活介護〕

【主な参酌すべき基準】

- ・設備及び備品（居室面積等を除く）
- ・定員の遵守（利用定員を超えてサービス提供を行ってはならない）
- ・非常災害対策（消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を設ける・定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない）

第2次一括法について

○「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号）による障害者自立支援法の一部改正

【改正内容】

1 指定障害福祉サービス事業者

- (1) 指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する基準を都道府県の条例で定める（36条3項）⇒事業者指定の欠格条項の「法人でないとき」を「都道府県の条例で定める者でないとき」に改める。
- (2) (1)の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従って定める（36条4項）

2 指定障害者支援施設

指定障害者支援施設についても上記1(1)・(2)を準用する（38条3項）

2 制定する条例・規則

- (1) 指定障害福祉サービス及び指定障害者支援施設の基準に関する条例（仮称）【新規】
- (2) 障害者自立支援法に基づく申請者の基準に関する条例（仮称）【新規】
- (3) 上記条例の施行規則

3 愛知県独自の基準設定に向けての検討（従うべき基準除く）（現段階の状況）

対象となる基準の範囲が多岐にわたるため、現在、見直しの必要な基準の洗い出しを行う予定である。

4 基準設定に向けての問題点及び愛知県の特殊性

- (1) 本県の就労継続支援A型事業所の運営体制が問題視される事案が発生しており、基準の整備に向けて考慮する必要がある。
- (2) 共同生活介護（ケアホーム）の住居について、一般住民が居住する1棟のマンションを、複

数の共同生活住居を設置する事例に対し、入所施設のような集団処遇になる恐れがあるため、住居の定義を明確にする必要がある。

5 関係者への意見聴取方法（予定）

- (1) 基準設定について意見聴取を要する関係者（団体）
 - ・市町村
 - ・愛知県社会福祉協議会
- (2) 県の附属機関
愛知県障害者施策推進協議会、愛知県自立支援協議会
- (3) その他
政令指定都市及び中核市は、法第 80 条（地域活動支援センター、福祉ホーム）、84 条（障害者支援施設）の届出に係る事項について別途意見聴取及び調整

6 条例等の整備に向けて主な検討内容及びスケジュール（見込み）

- 2 3 年 1 2 月 愛知県障害者施策推進協議会で意見聴取（第 1 回：現在の状況説明）
↓
2 4 年 1 月 市町村、愛知県社会福祉協議会への意見聴取
政令指定都市、中核市との調整
↓
2 4 年 2 月 課内で条例・規則の整備に向け基準の検討
↓
2 4 年 7 月 愛知県障害者施策推進協議会で意見聴取（第 2 回：愛知県から基準(案)を提示）
↓
2 4 年 1 2 月 議会提案
↓
2 5 年 4 月 条例施行

<参考>

定義：「地方分権改革推進計画について」（平成 21 年 12 月 15 日閣議決定）

○「従うべき基準」

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。

○「標準」

法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定める者が許容されるもの。

○「参酌すべき基準」

地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。